

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

新倉蕨線	路線名
和光市新倉一丁目四一〇番三地先から同市新倉一丁目四一二番一地先まで	供用開始の区間
令和六年二月二十七日	供用開始の期日
令和五年三月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五二・〇四メートル	備考